

(別表3)

介護サービス事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

1 事業内容

介護サービス事業所等に勤務する職員に対し、次のことを踏まえて慰労金を支給する事業

- ① 感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと
- ② 継続して提供することが必要な業務であること
- ③ 介護サービス事業所等での集団感染の発生状況を踏まえ、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していること

2 補助対象者

(1) 慰労金の給付対象となる職員は、ア及びイに該当する者とする。

ア 別表1に定める介護サービス事業所等に勤務し、利用者と接する職員

※ ただし、介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所については、対象となる。

イ 次のいずれにも該当する職員

① 別表1に定める介護サービス事業所等で通算して10日以上勤務した者

※ 「10日以上勤務」とは、介護サービス事業所等において勤務した日が、令和2年3月23日より令和2年6月30日までの間に延べ10日以上あることとする。

※ 年次有給休暇や育児休暇等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない。

② 慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員（派遣労働者の他、業務委託者の労働者として当該介護サービス事業所等において働く従業者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。）

(2) 慰労金の給付は、医療機関や障害福祉施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限る。

3 補助基準単価

- (1) 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した介護サービス事業所等に勤務し、利用者と接する職員
 - ・ (訪問系サービス) 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員 1人20万円を給付
 - ・ (その他の介護事業所等) 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日(※)以降に当該事業所等で勤務した職員
1人20万円を給付

※患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日

 - ・ それ以外の職員 1人5万円を給付
- (2) (1) 以外の介護サービス事業所等に勤務し、利用者と接する職員
1人5万円を給付

4 代理受領手続

- (1) 介護サービス事業所等は、慰労金の申請を行うに当たり、原則として、各職員から代理受領の委任状(第2号様式4)の提出を受けること。
- (2) 介護サービス事業所等を退職した元職員については、原則として最後に所属していた介護サービス事業所等に対し代理受領の委任状(第2号様式4)を提出するものとする。

なお、やむを得ない事情により代理受領の委任状を提出できない場合については、別に定める「介護サービス事業所等を退職した元職員に対する慰労金の支給要領」に基づき、元職員が県に対して必要な手続きを行うものとする。
- (3) 介護サービス事業所等は、代理受領の委任状を令和3年4月1日から5年間保管するとともに、県から求められた場合は提示できるようにすること。

5 その他

- (1) 介護サービス事業所等が職員に慰労金を支給する際の振込手数料についても、本事業の補助の対象となる。